

6 福薬業発第51号
令和6年4月24日

各地区薬剤師会会长 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

マイナンバーカードの保険証利用の促進について（協力依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局より日本薬剤師会を通じて別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本年5月から7月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置づけ、マイナ保険証の利用促進に総力を挙げて取り組みが行われます。

別添資料には、医療DX推進体制整備加算と一時金制度、チェックリストによる自己点検、マイナンバーカードの利用率が高い薬局の取組事例の紹介などが示されています。

多くの方々にマイナンバーカードをご利用いただけるよう、窓口での声掛け、利用勧奨チラシの配布など積極的な勧奨をお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 41 号
令 和 6 年 4 月 23 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

マイナンバーカードの保険証利用の促進について (協力依頼)

標記について、厚生労働省保険局長より、別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

マイナ保険証の利用促進に向けた積極的な対応の協力依頼につきましては、令和6年2月5日付け日薬業発第413号にてお知らせしたところですが、今般、別添のとおり本年5月から7月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置づけ、マイナ保険証の利用促進に総力を挙げて取り組むこととなりました。

また、医療DX推進体制整備加算と一時金制度、チェックリストによる自己点検、マイナンバーカードの利用率が高い薬局の取組事例の紹介なども示されております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(別添)

マイナンバーカードの保険証利用の促進について (協力依頼)
(令和6年4月18日付け保発0418第10号、厚生労働省保険局長)

保発 0418 第 10 号
令和 6 年 4 月 18 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省保険局長
(公印省略)

マイナンバーカードの保険証利用の促進について（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。また、日々のマイナ保険証の利用促進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

本年 4 月 10 日に開催いたしました社会保障審議会医療保険部会において、本年 5 月から 7 月までを「マイナ保険証利用促進集中取組月間」と位置づけ、マイナ保険証の利用促進に総力を挙げて取り組むことといたしました。

つきましては、以下の事項につきまして、貴会会員の皆様に周知方よろしくお願い申し上げます。

① 医療 DX 推進体制整備加算と一時金制度

本年 6 月より実施される診療報酬改定においては、マイナンバーカードや電子処方箋など医療 DX を推進する体制の整備を評価する「医療 DX 推進体制整備加算」が導入されます。ぜひ積極的なご活用をお願いいたします。

この加算の算定には、以下の要件を満たしていただく必要があります。詳細はこちら (<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001211984.pdf#page=1>) でご確認ください。

- ・一定の要件を満たしたポスターを掲示していること
(要件を満たしているポスターは、こちら (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html) からダウンロードいただけます。)
- ・窓口や掲示物、プレート等でマイナンバーカードを持参するよう案内していること
(窓口や掲示物、プレート等で現行の保険証の提示のみを案内している場合は本加算の対象となりません。)
- ・マイナンバーカードの利用実績（利用率）が一定以上であること 等

また、この「医療 DX 推進体制整備加算」が創設されることを踏まえ、本年 1 月から実施しているマイナンバーカードの利用促進に対する支援金制度のうち、後期分（本年 6 月～11 月）を見直し、本年 5 月～7 月のマイナンバーカードの利用実績に応じて、薬局に最大 10 万円を一時金として支給することといたしました。

詳細はこちら (https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011205) でご案内しておりますので、ぜひご活用いただき、より多くの方々にマイナンバーカードをご利用いただけるよう、窓口での声掛け、利用勧奨チラシの配布など積極的な勧奨をお願いいたします。

なお、この一時金の実施に伴い、本年 1 月から実施している支援金制度は前半期（5 月末）をもって終了となります。

②チェックリストによる自己点検

マイナ保険証の利用促進に向けて、ご自身で点検いただける簡単なチェックリストが厚生労働省ホームページに掲載されています。ぜひご活用ください。
薬局向け：<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001243516.pdf>

③マイナンバーカードの利用率が高い薬局の取組事例などの紹介

マイナンバーカードによる受診等については、これまで、薬局の皆様から、

- ・ 顔認証付きカードリーダーにより、あっという間に資格確認が完了できるようになった。
- ・ 患者が分からぬ薬剤の情報も正確に把握することが可能になり、重複処方の防止や副作用の確認につなげられる。

などのお声をいただいております。

厚生労働省ホームページでは、

- ・ マイナンバーカードの利用率が高い薬局の取組
(https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011308)
- ・ 顔認証付きカードリーダーのシステムトラブル時の対応方法等の説明動画
(<https://www.youtube.com/watch?v=QJrdxpjp16w&t=6s>)
- ・ 窓口で利用いただける広報素材(https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

などを多数掲載しております。薬局において、マイナンバーカードによる受診等を進めるため、ぜひご活用いただき、利用促進に取り組んでいただくようお願いいたします。

以上